一般社団法人全信工協会会員規程

令和２年３月６日
理事会規程第１６号

（総　則）
第１条　一般社団法人全信工協会（以下「この法人」という。）定款第５条に規定する会員の運営については、この規程の定めるところによる。

（正会員及び賛助会員の入会申込）
第２条　正会員又は賛助会員になろうとする者は、別記様式１の入会申込書及び別記様式２の入会推薦書を、理事長に提出しなければならない。

（正会員及び賛助会員の入会承認）
第３条　理事長は第２条の入会申込書の提出をした者が、それぞれ次の各号の一に該当すると認められるときは入会を承認し、別記様式３の入会承認書によりこれを通知するものとする。
(1) 定款第２条に定めるこの法人の目的に賛同し、正会員として入会しようとする法人
(2) この法人の事業を賛助し、賛助会員として入会しようとする法人又は個人
２　理事長は、第２条の入会申込をした者が以下の各号の一に該当することが判明した場合には、入会を承認しないものとする。
(1) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）が経営を支配していると認められるとき
(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
(5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（退　会）
第４条　会員が退会しようとする場合は、あらかじめ別記様式４の退会届を理事長に届け出なければならない。ただし、死亡又は解散によるときは退会届を要せず、当然に退会する。

（会員の役割等）
第５条　正会員は、この法人の運営及び事業に参画するものとする。
２　賛助会員は、この法人を賛助するものとする。

３　正会員、賛助会員の特典は、別途定める。

（細　則）
第６条　この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則
この規程は、令和２年３月６日から施行する。

附　則
この規程は、令和５年１１月１日から施行する。

附　則
１　この規程は、令和７年６月１２日から施行する。
（経過処置）
２　準会員は、令和７年度中に正会員又は賛助会員への変更手続きを行うものとし、令和８年度以降、賛助会員に変更する。

附　則
この規程は、令和７年１１月５日から施行する。

（別記様式１）

入　会　申　込　書

令和　　年　　月　　日

一般社団法人全信工協会
　理事長　○　○　○　○　殿

商号又は名称
代 表 者 名
（役職・氏名）　　印

一般社団法人全信工協会に入会したいので次のとおり申込みます。

住　　所

商号又は名称

代 表 者 名
（役職・氏名）

会員種別　　正 会 員　　賛 助 会 員

担　当　者
（所属・氏名・電話・FAX番号・E-mail）

（別記様式２）

入　会　推　薦　書

令和　　年　　月　　日

一般社団法人全信工協会

理事長　〇　〇　〇　〇　殿

下記入会申込者の、入会を推薦いたします。

入会申込者　　住　　所

商号又は名称

代 表 者 名

推　薦　者　　住　　所

商号又は名称

代 表 者 名　　印

推　薦　者　　住　　所

商号又は名称

代 表 者 名　　印

（別記様式３）

入　会　承　認　書

商号又は名称
代　表　者　名
（役職・氏名）

一般社団法人全信工協会定款第６条の規定に基づき、〇〇会員として貴社の入会を承認します。

令和　　年　　月　　日

一般社団法人全信工協会

理事長　　印

（別記様式４）

退　会　届

令和　　年　　月　　日

一般社団法人全信工協会
理事長　　殿

商号又は名称
代 表 者 名
（役職・氏名）　　㊞

この度、下記の理由により一般社団法人全信工協会を退会致したく、お届け致します。

記

１　退会年月日　　令和　　年　　月　　日

２　会員種別　　正　会　員　　賛　助　会　員

３　退会理由